

<ご担当者様各位>

貨物重量に対して課徴されるサーチャージの計算基準の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既に2024年9月1日付の英語版 Customer Newsにてご案内申し上げましたが、弊社は Heavy Lift Charge や、内陸輸送の際に課徴される Overweight Additional など、貨物の重量に対して課徴されるサーチャージの計算基準を、貨物の総重量ではなく、コンテナの自重を含むコンテナの総重量とさせていただく事になりましたのでご案内申し上げます。この変更は2024年10月1日からとなります。

お客様におかれましては何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら弊社営業担当までお問い合わせください。

以上

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.